様式第四号（第八条の二十九関係）

（表面）

措 置 内 容 等 報 告 書

令和　　年　　月　　日

宮崎県知事　　殿

報告者　住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の 29 の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理票	受付番号	
	交付年月日	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類		１特別管理産業廃棄物（　　） ２その他の産業廃棄物（　　）
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあっては、当該事由が生じた年月日		①　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 8 条の 28 の規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ②　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の 3 第 3 項から第 5 項まで又は第 12 条の 5 第 5 項の規定する規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき （　　年　　月　　日） ③　虚偽の記載がある管理票の写しの送付を受けたとき （　　年　　月　　日） ④　法第 14 条第 13 項、第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 4 第 13 項又は第 14 条の 5 第 4 項の規定による通知を受けたとき （　　年　　月　　日） ⑤　法第 14 条の 3 の 2 第 3 項（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （　　年　　月　　日）
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	
	住　　所	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

備考　１　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。

２　※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。

（注）　この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。

①の場合　施行規則第 8 条の 28 に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者

②の場合　法第 12 条の 3 第 3 項から第 5 項まで又は第 12 条の 5 第 5 項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者

③の場合　虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者

④の場合　法第 14 条第 13 項、第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 4 第 13 項又は第 14 条の 5 第 4 項の規定による通知をした者

⑤の場合　法第 14 条の 3 の 2 第 3 項（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者

３　△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（日本産業規格　A列 4 番）